

# 福岡県農林水産部公共事業新規地区評価要領

## 第1 目的

福岡県農林水産部が実施する公共事業の実施過程における透明性の一層の向上と効果的な事業実施を図るため、新規地区評価（以下「新規評価」という。）に関し必要な事項を定める。

## 第2 対象事業

県が事業主体として実施する公共事業であって次年度の新規候補地区のうち、別表の事業を対象とする。

## 第3 新規評価の実施

- 1 対象事業を実施しようとする関係課長（以下「課長」という。）は、第2に掲げる事業毎に次の視点から設定した評価指標に基づき、新規候補地区の事業計画内容について評価案を作成し、第5に定める農林水産部公共事業新規地区評価審議委員会（以下「審議委員会」という。）に提出する。
  - (1) 位置付け
  - (2) 必要性
  - (3) 有効性
  - (4) 実施体制等
- 2 審議委員会は新規評価案の審査を行う。
- 3 農林水産部長は審議委員会の審査結果を受けて、新規評価を決定する。

## 第4 新規評価の実施方法

- 1 新規評価は、事業毎に設定した別紙1に定める評価基準表に基づき行うものとする。
- 2 新規評価結果は、新規候補地区毎に「新規事業計画地区評価調書」（以下「評価調書」という。）、事業毎に「新規事業計画地区評価結果表」（以下「評価結果表」という。）により取りまとめる
- 3 評価調書の作成に当たっては、別紙2に定める評価区分に基づき評価を行い、その結果により実施方針の判断を行う。

## 第5 農林水産部公共事業新規地区評価審議委員会の設置

- 1 新規評価に関する審査を行うため、審議委員会を設置するものとする。
- 2 審議委員会の組織及び運営に関する必要な事項は別に定める。

## 第6 新規評価結果の公表

- 1 公表の時期は、実施地区の決定後とする。
- 2 公表内容は、評価調書及び評価結果表の様式によることとする。

## 第7 事務局

新規評価の実施に係る事務局は、農政にあつては農山漁村振興課、林政にあつては農村森林整備課、漁政にあつては水産振興課に置く。

### 附則

この要領は、平成20年 9月12日から施行する。

この要領は、平成23年11月18日から施行する。

この要領は、平成24年 7月 3日から施行する。

この要領は、平成25年11月29日から施行する。

この要領は、平成28年12月28日から施行する。

## 別表

### [新規評価の対象事業]

分 類		事 業 区 分	備 考
農 政	農業農村整備	かんがい排水事業	
		ほ場整備事業	
		農道整備事業	
		農村振興総合整備事業	
		ため池等整備事業	
林 政	林 道	林道事業	評価対象は地区指定の事業とする
	治 山	地域防災対策総合治山事業	
		水源森林再生対策事業	
漁 政	水産基盤整備	漁場事業	評価対象は災害関連事業及び維持補修事業を除いた事業とする
		漁港事業	
	漁港海岸整備	漁港海岸整備事業	